

福井県特別栽培農産物認証制度要領

(目的)

第1 この要領は福井県特別栽培農産物認証制度要綱（以下「要綱」という。）による福井県特別栽培農産物の認証に関する事務に必要な事項を定めるものとする。

(栽培基準)

第2 要綱第2第3項、第6項および第5第1項の規定による栽培基準は、別記1のとおりとする。

2 要綱第2第6項、第7第3項、第13第4項、第14、第15第1項、第4項、第16第2項、第3項の認証マークは、別記2のとおりとする。

(栽培責任者等の役割)

第3 要綱第7第1項の規定による栽培責任者が行う指導は、次に掲げる事項を実施することにより行うものとする。

(1) 生産者が行う生産および出荷・販売管理について、適切な指導を行うこと。

(2) 生産者から提出される書類の内容確認および取りまとめを行い確認責任者に提出すること。

2 要綱第7第2項の規定による確認責任者が行う確認は、代表者から提出される書類の内容を確認し、次の各号に掲げる事項について現地確認を行うものとする。

(1) 生産状況

(2) 肥料、農薬等各種資材の購入および使用状況

(3) 圃場看板の設置状況

3 農林総合事務所等が行う現地検査に協力すること。

4 各生産者の認証申請書を3年間保管すること。

5 第3項の現地検査は、抽出により行うことができるものとする。

(認証申請と認証)

第4 要綱第8第1項の規定による認証申請は、次によるものとする。

(1) 認証を受けようとする生産者は、認証申請書を別記様式第1号および別記様式第2-1号により作成し、必要に応じて栽培責任者の指導を受けるものとする。

(2) 生産者は、生産を開始する前に認証申請書を作成し、確認責任者の確認を受けなければならぬ。

(3) 認証申請書は、原則として要綱第3の規定による農産物、および要綱第4の規定による認証区分、および作型が異なるごとに作成するものとする。ただし、同一圃場において同一品目を同じ栽培方法で年数回生産する場合や同一圃場で同じ認証区分の農産物を数品目生産する場合などはこの限りでない。

(4) また、各生産者の別記様式第2-1号が同一である場合には、まとめて作成することができるものとする。

(5) グループの代表者は、別記様式第3号により、各生産者の認証申請書の写しとグループ員およ

び確認責任者の名簿を添付して、農林総合事務所等に申請しなければならない。

(6) また、生産者等は、県が別に作成する資材リストに記載のない資材を使用する場合、生産計画の届出の際に、別記様式第2-2号と次の資料を添えて届け出るものとする。ただし、購入した種苗に使用される資材についてはこの限りではない。

イ 化学窒素割合または成分数を製造業者等が証明する資料

ロ 有機JASで使用可能な場合、有機農産物の日本農林規格の別表1または別表2に該当することを製造業者等が証明する資料

(7) なお、グループの代表者は、生産者に原本を、確認責任者に写しを返却し、複写にかかる経費については、グループ内で協議するものとする。

(8) 確認責任者は、認証申請書の写しを3か年保管するものとする。

(9) グループの代表者は、農林総合事務所等の現地検査時に、確認責任者の確認を受けた各生産者の認証申請書の写しを提出しなければならない。

2 要綱第8第4項の規定による認証申請の受付は、4月1日から30日までおよび8月1日から31日までの年2回とする。

3 要綱第8第6項の規定による現地検査結果の通知は、別記様式第4号によるものとする。

4 要綱第8第5項、第6項の規定による登録は、次の各号に掲げる事項を生産者ごとに認証登録台帳に記帳して行うものとする。

(1) 認証登録年月日および認証登録番号

(2) 認証登録グループ名および代表者名

(3) 認証登録生産者名

(4) 農産物の種類

(5) 作型・品種等

(6) 認証区分

(7) 面積

(8) 認証マークの使用枚数

5 要綱第8第7項の規定による認証通知は、別記様式第5号によるものとする。

6 要綱第8第8項の規定による認証棄却通知は、別記様式第6号によるものとする。

(小分け販売登録申請と登録)

第5 要綱第9第1項の規定による小分け販売登録申請は、別記様式第7号により申請する。

2 要綱第9第1項の規定による小分け販売登録申請書の受付は、隨時行うものとする。

3 要綱第9第2項の規定による小分け販売登録は、次の各号に掲げる事項を小分け販売登録台帳に記帳して行うものとする。

(1) 小分け販売登録年月日および小分け販売登録番号

(2) 小分け販売登録者氏名および住所

(3) 小分け販売施設の所在地

(4) 小分け販売を行う農作物の種類

(5) 小分け販売確認者氏名

- 4 要綱第9第2項の規定による小分け販売登録通知は、別記様式第8号によるものとする。
- 5 要綱第9第3項の規定による小分け販売登録棄却通知は、別記様式第9号によるものとする。

(登録の変更および生産等の中止)

第6 要綱第10第1項の規定による認証申請の変更は、次の変更をするときに行わなければならない。

- (1) 認証区分の変更（一部圃場における認証区分の変更を含む）
- (2) 全筆生産中止
- (3) 資材リストに記載のない資材の使用
- (4) グループ代表者の変更
- (5) 確認責任者の変更

2 なお、取組圃場、作型、品種など計画の内容を大きく変更する場合は、認証申請の変更を必要としないが、確認責任者の圃場確認が終了する前までに確認責任者へ変更することを伝達しなければならない。

3 要綱第10第2項の規定による認証登録の変更は、次の各号のいずれかを変更するときに行わなければならない。

- (1) 認証区分
- (2) 包装単位および認証マークの数量の大幅な増加

4 要綱第10第3項の規定による小分け販売登録の変更は、次の各号のいずれかを変更するときに行わなければならない。

- (1) 小分け販売の中止
- (2) 小分け販売登録者氏名および住所
- (3) 小分け販売施設の所在地
- (4) 小分け販売を行う農作物の種類
- (5) 小分け販売確認者氏名

5 要綱第10第1項から第3項の規定による届出および登録の変更または中止の届は、次によるものとする。

- (1) 認証申請変更届の様式は、別記様式第10-1号によるものとする。
- (2) 認証登録変更（中止）届の様式は、別記様式第10-2号によるものとする。
- (3) 小分け販売登録変更（小分け販売中止）届の様式は、別記様式第11号によるものとする。

6 要綱第10第4項の規定による登録の変更または抹消の通知は、別記様式第12-1号および別記様式第12-2号によるものとする。

7 要綱第10第5項の規定による変更棄却通知は、別記様式第13-1号および別記様式第13-2号によるものとする。

(認証登録の変更または取消し)

第7 要綱第11第1項の規定による認証登録または小分け販売登録が不適当とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 不正な手段により認証登録を行い、登録を受けたとき。

- (2) 現地検査に協力または応じないとき。
- (3) 記録に事実と異なる偽りが認められたとき。
- (4) 認証マークを不正に使用したとき。
- (5) その他知事が登録の取り消しが適当と認めたとき。

2 要綱第11第2項の規定による登録の取り消し通知は、別記様式第14-1号および別記様式第14-2号によるものとする。

(現地検査)

第8 要綱第12第1項の規定による現地検査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 生産、販売状況
 - (2) 肥料、農薬等各種資材の購入および使用状況
- 2 要綱第12の規定による現地検査は、1回以上行うものとする。
- 3 現地検査は、抽出により行うことができるものとする。
- 4 小分け販売状況の現地検査は、小分け業者からの実績報告に基づき実施するものとし、必要に応じて次の各号に掲げる事項について現地検査を行うものとする。
- (1) 小分け販売を行う農産物の購入、集荷、とう精、小分け、出荷、販売等の状況
 - (2) 上記取引等に係る伝票等の状況

(表示方法)

第9 要綱第13第1項に規定する栽培管理票は、別記3のとおりとし、出荷容器または包装物への刷り込み、貼付または同封により行うものとする。特に認証農産物が精米の場合、精米確認者の氏名、住所および連絡先を記載する。

- 2 要綱第13第3項に規定する紛らわしい表示とは、次の各号に掲げる事項をいう。
- (1) 栽培管理票の表示の枠内に別記3に記載される表示事項以外の事項の表示
 - (2) 栽培管理票の表示をした場合の「天然栽培」、「自然栽培」等の特別栽培農産物の表示と紛らわしい用語（ただし、従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠するもので表示の枠外に表示した場合を除く。）
 - (3) 実際の認証農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語
 - (4) 通常の栽培方法で生産された農産物より著しく優良または有利であると誤認される用語
 - (5) 栽培管理票の表示内容と矛盾する用語
 - (6) 認証農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他表示
 - (7) 「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化学肥料栽培農産物」等の表示
- 3 要綱第13第4項に規定する認証マークの表示は、出荷容器、包装物または認証農産物に貼付または、直接刷り込み等による方法とし、複数の認証マークを添付することができるものとする。

(認証マーク作成等)

第10 要綱第13第4項に規定する認証マークについて認証登録グループの生産者、小分け販売登録者

は、県が指定する印刷業者へ直接購入を申し込む。

- 2 前項の認証マークの購入に係る経費は認証登録グループの生産者、小分け販売登録者が負担するものとする。
- 3 認証登録グループの生産者、小分け販売登録者が、県が指定する印刷業者以外において認証マークを作成する場合、指定された印刷業者は、認証マークを申請者に納品すると同時に様式第16号により、農林総合事務所等へ認証マーク作成報告をしなければならない。
- 4 認証マークの作成・使用について、別に使用基準を定める。

(認証登録グループ等の役割)

第11 認証登録グループおよび認証登録グループの生産者、小分け販売登録者の役割は、要綱第15、第16に規定するほか、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 生産圃場に別記4の圃場看板を設置すること。もしくは確認責任者に圃場地図を提出すること。
 - (2) 生産、小分け販売、出荷・販売および認証マークの使用状況について記録を行うこと。
 - (3) 出荷調製、小分け販売にあたり、認証区分が異なる農産物または認証農産物と他の農産物を混合しないように区分管理および作業にあたること。
 - (4) 小分け販売後に新たな容器包装類に詰め換えるときは、栽培管理票の表示内容の全部を正確に転記すること。
 - (5) 同一栽培責任者の認証農産物であっても、使用資材が異なる場合は混合しないこと。
 - (6) 要綱第12第1項および第2項の規定による現地検査の際に協力すること。
- 2 第1項第1号に規定する圃場看板の作成に要する経費は、認証登録グループの生産者が負担するものとする。
 - 3 第1項第2号に規定する記録は、別記様式第2号、別記様式第17号によるもの、または前記様式の内容を満たすものとする。
 - 4 小分け販売登録者は、米穀等の取引等に係る情報の記録および产地情報の伝達に関する法律に基づく書類を作成・保存するものとする。

(県外の精米検査および小分け検査の経費等)

第12 県外の小分け販売登録者の現地検査に要する経費負担については、県外の小分け販売登録者が負担するものとする。

(販売業者等の役割)

第13 要綱第16第1項の規定による適正な流通、情報提供等は、次に掲げる事項を実施することにより行うものとする。

- (1) 流通業者は、栽培管理票と認証農産物とを一体的に流通させなければならない。
- (2) 流通業者および販売業者は、認証マークを適切に使用しなければならない。
- (3) 販売業者は、認証農産物と慣行栽培農産物との混同の恐れがないよう保管、包装および陳列しなければならない。
- (4) 販売業者は、認証農産物、認証マークおよび栽培管理票を一体的に陳列および掲示するととも

に、それらを正確に転記したポップ表示等に努めなければならない。

- (5) 販売業者は、認証農産物の生産や小分け販売等に関する情報を収集し、消費者に対して適切に提供しなければならない。

(実績報告)

第 14 認証農産物の収穫が生産登録を受けた翌年の 3 月 1 日以降も継続される場合は、要綱第 18 の規定による実績報告は、当該認証農産物の最終収穫日の後 1 ヶ月以内に行うものとする。

- 2 要綱第 18 の規定による実績報告は次に掲げる書面により行う。

- (1) 認証登録グループは、別記様式第 1 号および第 2-1 号とする。

ただし、認証申請書の内容と栽培実績が同様の場合には、別記様式第 1 号および第 2-1 号の提出を省略することができる。

- (2) 小分け販売登録者は、別記様式第 18 号とし、添付しなければならない書類は、別記様式第 17 号および、小分け販売を行う農産物の取引等に係る書類とする。

(登録認証機関の登録)

第 15 要綱第 19 第 2 項の規定による登録認証機関の登録の申請は、別記様式第 19 号とし、必要な書類を添付するものとする。

- 2 知事は、要綱第 19 第 1 項の規定によるすべての要件を満たすことが認められた場合には、別記様式第 20 号により、登録した内容を通知するものとする。

- 3 知事は、要綱第 19 第 1 項の規定による要件に適合しないと認める場合には、別記様式第 21 号により、登録を行わない理由を付して通知するものとする。

- 4 要綱第 19 第 3 項の規定による登録認証機関の登録の更新の申請は、別記様式第 22 号とし、必要な書類を添付するものとする。

- 5 要綱第 19 第 5 項の規定による生産計画届出結果報告は、別記様式第 23 号とし、認証結果報告は、別記様式第 24 号とする。

- 6 要綱第 19 第 7 項の規定による登録認証機関の登録の取り消しの通知は、別記様式第 25 号とする。

(認証証明書の発行)

第 16 要綱第 20 の規定による認証証明書の発行は、次によるものとする。

- (1) 認証証明書の発行をグループで一括して申請しようとする認証登録グループの代表者は、別記様式第 15-1 号により農林総合事務所等に申請するものとする。

- (2) 認証証明書の発行を個人で申請しようとする生産者は、別記様式第 15-2 号により農林総合事務所等に申請するものとする。

- 2 発行申請書は下記のいずれかの方法で農林総合事務所等に提出するものとする。

- (1) 別記様式第 3 号の認証申請書に添付し、認証申請と併せて提出する。

- (2) 認証登録後から当該農産物の販売が終了する間に、発行申請書を農林総合事務所等に提出する。

- 3 発行申請を受けた農林総合事務所等は、申請内容を取りまとめ、流通販売課に報告するものとする。

4 流通販売課は、申請者の認証登録状況を確認し、別記様式 15-3 号により認証証明書を発行するものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 13 年 5 月 28 日から施行する。
この要領は、平成 13 年 12 月 4 日から施行する。
この要領は、平成 15 年 3 月 10 日から施行する。
この要領は、平成 16 年 3 月 18 日から施行する。
この要領は、平成 16 年 11 月 30 日から施行する。
この要領は、平成 18 年 12 月 15 日から施行する。
この要領は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。
この要領は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。
この要領は、平成 21 年 10 月 6 日から施行する。
この要領は、平成 22 年 1 月 5 日から施行する。
この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 23 年 12 月 28 日から施行する。
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 29 年 5 月 15 日から施行する。
この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 30 年 1 月 24 日から施行する。
この要領は、平成 31 年 3 月 12 日から施行する。
この要領は、令和 元年 6 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。
この要領は、令和 2 年 12 月 3 日から施行する。
この要領は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。